

## 【患者・医療機関向け説明】

### <内容>

新型コロナウイルス感染症に係る入院勧告の期間中の医療費については、患者等の申請により、公費負担となります。新型コロナウイルス感染症の患者となり入院勧告を受けた方、又は患者を受け入れる医療機関は、次のお手続きをお願いいたします。

【根拠】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条、第 42 条

### <患者に郵送する書類>

応急入院勧告通知書

感染症医療費公費負担申請書兼感染症患者療養費支給申請書

入院医療費の公費負担の手続き（説明文）

### <対象者>

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のために入院した方

### <入院医療費の公費負担>

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のために必要な入院は、法律に基づくものです。そのため、法律により制限を受ける期間にかかる入院医療費は、原則公費で負担します。ただし、患者及び生計を同一とする世帯全員の市民税の所得割額を合算した額が合計 56 万 4 千円を超える方につきましては、月額上限 2 万円の自己負担額が発生します。

### <公費負担になるもの>

陽性と診断されてから感染を広げる可能性がなくなる（隔離解除）までの期間にかかる、新型コロナウイルス感染症の治療に必要な医療費（薬代、食事代を含む）

### <公費負担にならないもの>

陽性と診断される前や、感染を広げる可能性がなくなった後（隔離解除後）にかかる治療費や入院費、初診料、再診料、パジャマ・リネン代・アメニティ代・テレビ視聴料・差額ベッド代等、個人の選択に基づき入院中に生じた経費

（※）詳細は、入院先医療機関にご確認ください。

### <手続きの方法>

保健所から送付する申請書に必要事項を記載し提出してください（郵送も可）。必要に応じて、証明書類を同送してください（下表参照）。また医療機関から患者へ説明し、同意がある場合には、医療機関による手続きも可能です。

<提出書類>

- ・感染症医療費公費負担申請書兼感染症患者療養費支給申請書 (HP からダウンロード可能)
- ・課税証明書など患者世帯の税情報を証明するもの (次の表に当てはまる場合のみ提出)

<課税証明書などの書類が必要な方>

居住地	必要な証明書
令和4年1月1日時点で姫路市以外に住んでいた方	令和4年度課税証明書

(※)令和4年度に姫路市で市民税申告をしていない方は申告が必要となる場合があります。  
なお、書類に不備がある場合には、保健所からお問い合わせをさせていただきます。

<結果について>

公費負担申請を受け付け、診査会で審査したのち、患者票を本人・医療機関に送付します。

<その他注意点>

提出が遅れる場合やご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。  
また、この手続きをされない場合、公費負担適応とならず、通常の医療保険適応のみとなります。

<問い合わせ>

姫路市保健所防疫課 新型コロナプロジェクト 電話 079-289-0066